

# 基本指針の概要

## 1. 基本指針とは

---

基本指針とは、子ども・子育て支援法第60条に定められている子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)です。また基本指針を定めようとするときは、内閣総理大臣は、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされています。

### ◆指針の主な記載事項◆

- ・ 子ども・子育て支援の意義
- ・ 地方自治体の事業計画の作成指針
- ・ 制度に関する基本的事項の提示
- ・ 関連施策との連携

## 2. 子ども・子育て支援制度の意義

---

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
- 地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指しています。

### 3. 地方自治体の事業計画の作成指針

子ども・子育て支援法において定められている、子ども・子育て支援事業計画作成の基本的事項がまとめられています。

#### 参考

##### ■計画の法的根拠／子ども・子育て支援法（抄）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

##### ■計画の期間：平成 27 年度～平成 31 年度までの 5 年間

#### ①基本的事項

- すべての市町村、都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成。
- 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況＋利用希望を踏まえて計画を作成。
- 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごと（例えば四半期ごと）に市町村と都道府県の協議・調整。

#### ②必須記載事項

##### ●教育・保育提供区域の設定

→教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること

##### ●各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

→各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

→認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

##### ●各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

→各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。

→地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。

●子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

→認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

③任意記載事項

●市町村子ども・子育て支援事業計画の理念

→市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。

●産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

→育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

●子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

→児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。

●労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

→仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

●市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期

→市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。

●市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

→市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。

●市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

→各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。